

日本学生支援機構奨学金 「在学猶予願」の提出について

日本学生支援機構奨学金貸与終了者は、進学・留年等により貸与終了後も在学し返還猶予を希望する場合は、下記の「学校番号」を使って、スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sasjasso.go.jp/>) を通じて、「在学猶予願」を **4月27日(木)** までに提出してください。なお、標準修業年限を超えて在学する場合は、**毎年提出が必要です**。また、「在学猶予願」提出後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなる場合は、速やかに学生支援課まで申し出てください。

学校番号: 104013-01 (法科大学院以外)、104013-60 (法科大学院)

※番号は学校ごとに異なります。他大学に在学することになった場合は、その学校の指示に従ってください。

※予約採用で奨学生採用候補者に決定した場合は、「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力することで、「在学猶予願」を提出しなくても標準修業年限まで返還期限が猶予されます。